

在宅ねたきり高齢者等介護手当診断書

氏名		生年月日	年 月 日生
住所	倉敷市		
傷病名			
発病年月日	年 月 日		
経過及び現症			
介護の要否	要 否		
上記のとおり診断します。	医療機関コード		
令和 年 月 日	医療機関名 所在地		
	医師氏名		

※裏面の「認定基準」を参考に御記入ください。

別表1

在宅ねたきり高齢者等介護手当に関する認定基準

ねたきり高齢者・重度身体障がい者

項目	1 自分で可	2 一部介助	3 全介助
歩行	・杖、車イスなどを使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩行又は移動ができる	・付添いが、手や肩をかせば歩ける	・歩行不可能（ねたきり） ・介助なしでは、車イスを移動させることができない
排泄	・自分で昼夜とも便所ができる ・自分で昼は便所、夜は簡易便器を使っている	・介助があれば、簡易便器でできる ・夜間は、おむつを使用する	・常時おむつを使用している
食事	・スプーン等を使用すれば自分で食事ができる	・スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる	・臥床のままで食べさせなければ食事ができない
入浴	・自分で入浴でき、洗える	・自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する ・浴槽の出入りに介助を要する	・自分でできないので、全て介助しなければならぬ ・特殊浴槽を利用している ・清拭を行っている
着脱衣	・自分で着脱ができる	・手をかせば着脱ができる	・自分でできないので、全て介助しなければならぬ

(認定基準)

「全介助」が1項目、「一部介助」が2項目以上であること。ただし、「歩行」は必ず「一部介助」または「全介助」でなければならない。

別表2

在宅ねたきり高齢者等介護手当に関する認定基準

認知症高齢者

・ 症状

項目	軽度	中度	重度
記憶障がい	・物忘れ、おき忘れが目立つ	・最近の出来事がわからない	・自分の名前が分からない ・寸前のことも忘れる
失見当	・異った環境におかれると一時的にどこにいるのかわからなくなる	・時々自分の部屋がどこにあるのかわからない	・自分の部屋が分からない

・ 問題行動

項目	軽度	中度	重度
攻撃的 行為	・攻撃的な言動を吐く	・乱暴なふるまいを行う	・他人に暴力をふるう
自傷	・自分の衣服を裂く、破く	・自分の身体を傷つける	・自殺を図る
火の扱い	・火の不始末をすることがある	・火の不始末が時々ある	・火を常にもてあそぶ
徘徊	・時々部屋内でうろろする	・家中をあてもなく歩きまわる	・屋外をあてもなく歩きまわる
不穏興奮	・ときに興奮し、騒ぎ立てる	・しばしば興奮し騒ぎ立てる	・いつも興奮している
不潔行為	・衣服等を汚す	・場所をかまわず放尿、排便をする	・糞尿をもてあそぶ
失禁	・誘導すれば自分でトイレに行く	・時々失禁する	・常に失禁する

(認定基準)

認知症の症状が「記憶障がい」、 「失見当」の何れかに該当し、かつ、問題行動に「中度」以上が1項目以上あること。